

中小企業向け助成制度の見直しに係るパブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 期 間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）

(2) パブリックコメントの内容

別添のとおり

(3) 配布場所

市庁本館・別館案内、南郷事務所、各地区公民館、各市民サービスセンター、
商工課（市庁別館5階）

※上記施設での配布に加え、市ホームページにも資料を掲載する。

(4) 意見の提出方法

「意見記入様式」又は任意様式（住所、氏名、電話番号を明記したもの）により、郵
送、ファックス、電子メール又は持参

2 見直しスケジュール

令和6年10月16日	● 中小企業・小規模企業振興会議からの答申
令和6年12月20日～ 令和7年1月20日	● パブリックコメント
令和7年2月中旬	● 経済協議会での条例改正（案）の説明
令和7年2月下旬	● 条例改正に係る議案提案（市議会3月定例会）
令和7年4月1日	● 改正条例の施行

「中小企業向け助成制度の見直し」について

1 制度の趣旨

本市における中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力による経営基盤の強化及び経営の革新を促進するため、市内中小企業者や中小企業団体等に対し、市が必要な助成を行い、もってその育成振興を図ることを目的とします。

2 背景・目的

市では、令和4年度に「中小企業・小規模企業基本条例」を施行し、中小企業の振興を市政の柱に据えるとともに、本市における経済活動の目指すべき姿を示した「中小企業・小規模企業振興ビジョン」を策定し、その実現に向けて各種施策・事業の実施に取り組んできたところですが、近年の中小企業経営を巡る環境は、「人手不足」「賃上げ」など、新たな課題が急速に顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、市では、地域経済の更なる成長のため、これらの環境変化に対応しながら、自己変革・更なる成長を目指す中小企業者の創出を図るため、既存の助成制度の見直しを行うものです。

3 見直しの基本的な考え方

見直しに当たっては、まず中小企業が抱える課題を下表のとおり整理するとともに、その上で将来ニーズや課題解決の可能性等を論点とし、既存制度の継続・廃止及び新たな制度の創設を検討しました。

参照資料	課題
[国]2024 年版中小企業白書	賃上げ、職場環境の整備、省力化投資、単価引上げ（価格転嫁）
[市]中小企業・小規模企業振興ビジョン ※ビジョン策定時に実施したアンケート調査の結果を踏まえ抽出したもの。	事業活動の活性化、創業・事業承継の促進、人材確保と働き方改革の推進、デジタル化の促進、カーボンニュートラルの取組の促進

4 見直しの内容

市が実施する中小企業向け助成制度について、下表のとおり既存の5制度（①～⑤）の見直しと、新たに2制度（⑥、⑦）の創設を検討します。

制度名	概要	目的	助成対象者	見直しの方向性	
①高度化事業	高度化事業※の実施に対する助成 〔※中小機構・県が実施する 長期かつ低利の融資制度。〕	大規模民間開発・設備投資の促進	中小企業者 中小企業団体	継続	・助成下限額を設定する。
②共同施設設置	共同施設の設置に対する助成	事業の共同化による企業経営の合理化の促進	中小企業団体	継続	・助成対象施設（商業関連施設を除く）については、生産・保管コストの引下げや品質の向上、規格の統一等により、団体構成企業の経営の合理化が図られるものに重点を置く。 ・次の取組に応じた優遇措置を設定する。 →共同施設設置に当たりデジタル化や省エネ、脱炭素に取り組むこと →団体構成企業が賃上げ、人材確保・定着等に取り組むこと
③指定地域内への工場等の設置	市が指定する地域（桔梗野工業団地、北インター工業団地）への工場の新設、移設等に対する助成	民間設備投資の促進と適切な都市環境の整備	中小企業者 中小企業団体	廃止	・過去の利用実績が少なく、今後も低調な状況が続くことが見込まれるとともに、類似制度（企業立地促進条例に基づく奨励金）が存在することを踏まえて、廃止（整理・統合）する。
④新事業活動	新事業活動（新製品・新サービス開発等）に対する助成	企業経営の革新の促進	中小企業者 中小企業団体	継続	・類似制度（産学官共同研究開発支援事業補助金）と統合を検討した上で継続する。
⑤技能者養成	認定職業訓練施設の運営に対する助成	職人の養成及び技術・技能の継承の促進	中小企業者 中小企業団体 職業訓練法人	継続	・助成対象経費を拡充するとともに、助成上限額を引き上げる。
⑥働きやすい職場環境整備	働きやすい職場環境の整備（ハード）に対する助成	地域企業における人材確保・定着の促進	中小企業者 中小企業団体	新設	・企業の「人手不足」が全国的に深刻化する中、地域の中小企業の人材確保・定着を支援する助成制度を創設する。
⑦課題解決モデル企業集中支援	地域の中小企業が抱える課題と社会経済課題の解決に総合的に取り組む企業（課題解決モデル企業）の更なる成長の実現に対する助成	地域に経済的・社会的インパクトをもたらす先行モデルケースの育成	中小企業者 中小企業団体	新設	・中小企業が変化し続ける経済環境や課題に対応し、成長していくためには、地域における先行モデルケースの育成が必要であり、国においても成長志向の中小企業の創出に政策資源（予算・人員）の重点化を図っていることから、当市においても、課題解決に総合的に取り組む企業の成長を支援する助成制度を創設する。

5 検討体制

学識経験者や中小企業関係団体・金融機関・関係行政機関の職員及び中小企業経営者等で構成される「中小企業・小規模企業振興会議」（附属機関）での調査審議を踏まえて検討した内容です。

※会議の資料・議事録は、市のホームページに掲載しています。

(トップ > 行政情報 > 情報公開 > 附属機関 > 附属機関一覧 > 中小企業・小規模企業振興会議)



6 備考

本助成制度を規定する「中小企業振興条例」については、市議会3月定例会にて所要の改正（議案提案）を行う予定。

【参考】見直しのスケジュール

令和6年10月16日	● 中小企業・小規模企業振興会議からの答申
令和6年12月20日～ 令和7年1月20日	● パブリックコメント
令和7年2月下旬	● 条例改正に係る議案提案（市議会3月定例会）
令和7年4月1日	● 改正条例の施行